

筑前町第2号会計年度任用職員の給料に係る級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

筑前町長 田頭喜久己

筑前町規則第23号

筑前町第2号会計年度任用職員の給料に係る級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則

筑前町第2号会計年度任用職員の給料に係る級及び号給の決定に関する規則（令和2年筑前町規則第5号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後					現 行				
別表（第3条、第4条関係） 職別号給基準表					別表（第3条、第4条関係） 職別号給基準表				
職種	基礎号給		上限号給		職種	基礎号給		上限号給	
	級	号給	級	号給		級	号給	級	号給
略					略				
助産師	1級	51号給	1級	59号給	助産師	1級	51号給	1級	59号給
学芸員	<u>2級</u>	<u>8号給</u>	<u>2級</u>	<u>12号給</u>					
地域林政アドバイザー	2級	22号給	2級	30号給	地域林政アドバイザー	2級	22号給	2級	30号給
略					略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。